

広島市水道局委託業務低入札価格調査要綱

(平成16年3月1日制定・令和元年7月18日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本局が一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により、役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。以下同じ。)の提供を受けるもの(以下「委託業務」という。)に係る請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(以下「最低入札価格」という。)をもって申込みをした者(広島市水道局物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領(平成19年1月1日施行)第2条の規定により入札後資格確認型一般競争入札に付されたもの(以下「入札後資格確認入札案件」という。)にあっては、当該入札に参加するために必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)に限る。以下「最低価格入札者」という。)の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかについての調査(以下「低入札価格調査」という。)及び低入札価格調査を実施する場合における落札者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。
(低入札価格調査の対象)

第2条 低入札価格調査は、次に掲げる委託業務(毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受けるものに限る。以下同じ。)の契約で競争入札を行う案件(以下「調査対象案件」という。)を対象とするものとする。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約の適用のある委託業務のうち建築物清掃業務

(2) 前号及び広島市水道局委託業務最低制限価格制度取扱要綱(平成24年2月1日施行)第2条第1号に掲げる業務を除く委託業務

2 前項各号に掲げる委託業務のほか、あらかじめ財務課契約係と協議した上、低入札価格調査を実施する必要があると認める委託業務については、同項の調査対象案件とすることができる。

3 調査対象案件については、広島市水道局契約規程(昭和39年広島市水道局規程第8号。以下「規程」という。)第6条に規定する一般競争入札の公告又は規程第22条第2項に規定する指名競争入札に係る通知において、規程第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 調査対象案件である旨

(2) 第6条第2項に規定する委託業務低入札価格報告書の提出に関すること。

(3) 落札者の決定方法

(4) その他低入札価格調査の実施に関し必要と認める事項

(調査基準価格等)

第3条 当該価格を下回る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかの判断をするために行う低入札価格調査を実施する場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額(以下「調査基準価格基準額」という。)に偶発値及び100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数(単位当たりの価格で予定価格を設定するときは、1銭未満の端数。以下同じ。)がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる委託業務 その予定価格に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)に110分の100を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)

(2) 前条第1項第2号に掲げる委託業務(同条第2項の規定により低入札価格調査を実施する必要があると認める委託業務を含む。) その予定価格に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)に110分の100を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)又は当該額を超える金額でその予定価格に100分の85を乗じて得た額の範囲内において予定価格の決定について職務権限を有する者が定める額に110分の100を乗じて得た額(当該額に1円未満

の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)

2 前項の偶発値とは、調査対象案件ごとに、調査基準価格としての意義を損なわないよう考慮した上で、広島市電子入札システム等利用規約第2条第1項第4号に規定する契約事務システムの機能を利用して、調査対象案件の入札を執行する課において、一の値を偶発的に発生させ、定める数値をいい、公表しない。

3 調査基準価格基準額は、あらかじめ、予定価格調書に記載するものとする。
(委託業務低入札価格審査委員会)

第4条 調査対象案件に係る業務を発注した課の長(以下「業務担当課長」という。)からの求めに応じ、調査基準価格を下回る価格をもって入札書の提出(規程第8条又は第9条の規定により規程第10条第1号に規定する入札書を提出することをいう。以下同じ。)をした者(以下「低入札価格者」という。)に係る入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて審議するため、委託業務低入札価格審査委員会(以下「低入札価格審査委員会」という。)を置く。

2 低入札価格審査委員会の所掌事務その他必要な事項は、別に定める。
(落札決定の保留)

第5条 入札を執行する職員(以下「入札執行職員」という。)は、開札の結果、低入札価格者がある場合は、直ちに落札者の決定の保留(以下「落札決定の保留」という。)をするとともに、低入札価格調査を行う最低価格入札者を明らかにするものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を明らかにする場合には、入札執行職員は、当該最低価格入札者に係る最低入札価格を公表してはならない。

3 第1項の場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者にくじ引きをさせ、低入札価格調査を行う順番を決定するものとし、最初に低入札価格調査を行う入札参加者をもって、最低価格入札者とする。この場合において、当該入札案件が入札後資格確認入札案件であるときは、有資格者であると確認された者をもって、最低価格入札者とする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 業務担当課長は、落札決定の保留をした入札案件に係る最低価格入札者について、速やかに低入札価格調査を実施するものとする。この場合において、入札後資格確認入札案件については、低入札価格調査を実施する前に、最低価格入札者が有資格者であることの確認を行うものとする。

2 業務担当課長は、低入札価格調査を行う最低価格入札者に対し、低入札価格調査を実施するため、あらかじめ入札公告若しくは指名通知において指示する期限又は契約担当課長が別途指示する期限までに、別に定める委託業務低入札価格報告書(以下「低入札価格報告書」という。)を提出させるものとする。

3 最低価格入札者が前項に規定する低入札価格報告書を、同項に規定する期限までに提出をしなかったときは、その者の入札を無効とするものとする。

4 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、低入札価格報告書に基づく事情聴取その他必要と認める方法により実施するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由及びその積算の内容等
- (2) 人員配置等の実施計画及び従事者の調達見通し
- (3) 手持機器資材等の状況
- (4) 手持業務の状況
- (5) 過去に受託した業務の実施状況
- (6) その他必要と認める事項

5 業務担当課長は、低入札価格調査を実施した場合は、その結果に基づいて別に定める審議依頼書及び委託業務低入札価格調査結果報告書を作成し、低入札価格審査委員会に対して、最低価格入札者に係る最低入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての審議を求めるものとする。ただし、業務担当課長において、低入札価格調査を実施した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと明らかに認めることができる場合は、低入札価格審査委員会の審議を求めないことができる。

(落札者の決定)

第7条 当該契約を担当する課長(以下「契約担当課長」という。)は、低入札価格審査委員会の審

議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないとするものである場合は、最低価格入札者を落札者として決定するものとする。この場合において、落札者の決定までの間に、当該最低価格入札者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とするものとする。

- (1) 広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条の規定に基づき、一般競争入札参加資格が取り消された場合
 - (2) 広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）第2条の規定に基づき、指名停止措置を受けた場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合
- 2 契約担当課長は、前項の規定により落札者を決定した場合は、最低価格入札者に対しては落札者として決定した旨を、その他の入札参加者に対しては落札者を通知するものとする。
- 3 契約担当課長は、低入札価格審査委員会の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとするものである場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該最低価格入札者を落札者として決定しないものとする。
- 4 前項の規定により最低価格入札者を落札者として決定しない場合は、契約担当課長は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者（入札後資格確認入札案件にあっては、有資格者に限る。）のうち最低の価格をもって入札書の提出をしたもの（以下「次順位価格入札者」という。）を落札者として決定するものとする。この場合において、次順位価格入札者が2人以上あるときは、第5条第3項の規定を準用するものとする。
- 5 前項に規定する場合において、次順位価格入札者が低入札価格者であるときは、業務担当課長は、第6条並びに第1項、第3項及び前項の規定を準用して低入札価格調査等を行うものとし、その結果、当該次順位価格入札者を落札者として決定しない場合において、他の低入札価格者があるときは、以後、当該他の低入札価格者に係る入札価格の低い者から順次、これらの規定を準用して低入札価格調査等を行うものとする。
- 6 前項の規定により、最低価格入札者以外の者を落札者として決定する場合は、契約担当課長は、最低価格入札者に対しては落札者として決定しない旨及び落札者を、落札者に対しては落札者として決定した旨を、その他の入札参加者に対しては最低価格入札者を落札者として決定しない旨及び落札者を通知するものとする。
- 7 低入札価格者に対して低入札価格調査を実施した結果、落札者として決定する者がいない場合において、他の入札参加者に予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書の提出をした者がいないときは、当該他の入札参加者において再度入札（調査基準価格の事前公表をする入札案件を除く。）をするものとする。この場合においては、契約担当課長は、当該他の入札参加者に対して、再度入札を執行する場所及び日時を通知するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、財務担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行し、同年4月1日契約分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行し、同日以後において契約の申込みの誘引を行う入札案件について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日契約分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、同日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成24年4月1日以後の入札案件について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市水道局委託業務低入札価格調査要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以後の入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件及び施行日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年3月31日以前の入札案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月21日から施行する。
- 2 改正後の広島市水道局委託業務低入札価格調査要綱は、この要綱の施行の日以後においてその施行の決定に係る文書を起案する入札案件のうち、平成26年4月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い新しい税率のみが適用されることとなるものについて適用し、その他の入札案件については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月18日から施行する。
- 2 改正後の広島市水道局委託業務低入札価格調査要綱は、この要綱の施行の日以後においてその施行の決定に係る文書を起案する入札案件のうち、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い新しい税率のみが適用されることとなるものについて適用し、その他の入札案件については、なお、従前の例による。